

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 太田 昭宏

平成25年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成25年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標についての評価

1. 海洋権益の保全について

目	標
	我が国周辺国における海洋権益を巡る動きの活発化を踏まえ、領海及び排他的経済水域の監視警戒を厳格に実施するほか、管轄海域の管理に必要不可欠な海洋調査や海洋情報の管理・提供を的確に実施することによって、我が国の海洋権益の保全に貢献する。
	[具体的な目標]
	・ 管轄海域の監視体制の強化により、今後発生しうる我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等に厳正に対応すること。
評	価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

◇ 我が国領海等への外国船舶の接近・侵入、排他的経済水域等における外国海洋調査船による海洋調査活動等の主権侵害行為等への厳正な対応については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。

- ・ 尖閣諸島周辺海域においては、巡視船により、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、警告にもかかわらず領海に侵入した場合には、直ちに領海から退去するよう要求するなどし、領海外へ退去させている。
- ・ 尖閣諸島周辺の領海警備のための専従体制の整備を推進（増員306人、巡視船10隻の整備（継続）及びヘリ搭載型巡視船1隻の延命・機能向上（継続））
- ・ 我が国周辺海域における、外国船舶による我が国の同意を得ない調査活動等を早期に発見・対応できるよう、巡視船艇や航空機による警戒監視を行い、これらを確認した場合には、関係省庁へ情報提供を行うとともに、無線を通じた中止要求等を実施

◇ 海洋調査や海洋情報の管理・提供については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。

- ・ 平成25年度から、高精度の海底地形調査が可能な自律型潜水調査機器（AUV）の本格運用を開始し、5月から9月にかけて実施した海底地形調査により、奄美大島北西沖の海底火山で熱水・ガスの湧出を発見するなど最新の調査機器等を駆使した海洋調査を着実に実施
- ・ 航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、低潮線（*）等の調査を実施
 - * 干満により海面が最も低くなったときに陸地と水面の境界となる線のこと。国連海洋法条約上、領海の幅を測定する根拠となる。
- ・ 平成25年5月に、海洋台帳（*）に、船舶通航量に関する詳細情報等を追加するとともに、ユーザーの独自データを表示・保存できる機能を追加
 - * 自然情報・社会情報等様々な海洋情報を一元的に管理し、インターネット上でビジュアル的に重ね合わせて表示できる電子基本情報図

2. 海上における治安の確保について

目 標

海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

- ◇ 具体的な目標である平成25年度の海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数は、0件であった。
- ◇ テロ活動等に対する的確な警備については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
 - ・ 巡視船艇や航空機による警戒監視を実施。特に、原子力発電所等の施設の周辺海域には、常時、巡視船艇を配備
 - ・ 平成25年5月に、原子力発電所に対するテロを想定し、警察庁と合同訓練を実施するなど、関係機関との連携強化
 - ・ 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づき、平成25年は2,940隻に立入検査を実施し、保安上の危険の有無を確認
 - ・ 旅客船ターミナル等での警戒を重点的に実施
- ◇ 密輸、密航等の海上犯罪の厳正かつ的確な取締りについては、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
 - ・ 国内密漁については、関係機関や漁業関係団体と連携・協力しつつ、厳正な監視取締りを実施。平成25年は2,402件の密漁事犯を送致
 - ・ 密輸、密航については、国内外の関係機関との連携・協力や長期に亘る地道な捜査等により厳格な取締りを実施。平成25年は7件の薬物事犯及び6件の密航事犯を摘発

3. 海難の救助について

目 標

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。

[具体的な目標]

- ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。
- ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取り組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を平成27年までに85%以上とすること。

評 価

【評定】

要救助海難に対する救助率について、目標は達成されたものと認められる。

海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率について、目標達成には一層の努力が必要である。

【所見】

◇ 具体的な目標である平成25年の要救助海難に対する全体の救助率（要救助者に対する救助成功者の割合）は、96%であった。

具体的な目標である平成25年の海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率は、平成24年と同じく78%であった。

◇ 海難等が発生した場合、情報の早期入手に努め、関係機関、民間救助組織等と連携し、早期に救助勢力を投入の上、迅速な救助活動を行い、人命の救助に全力を尽くした。また、海難等による死者・行方不明者をできる限り減少させるため、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。

- ・ 海難情報の早期入手と初動対応までの時間短縮を図るため、緊急通報用電話番号「118番」、「緊急通報位置情報通知システム」（*）を運用。また、世界中どの海域からでも衛星等を通じて救助を求めることができる「海上における遭難及び安全に関する世界的な制度」に基づき、24時間体制で海難情報を受付

*携帯電話からの「118番」通報の際に、音声とあわせて位置情報を受信し電子地図上に表示させ、通報者の所在位置を迅速に把握するためのシステム

- ・ 救急救命士の能力向上、巡視船艇や航空機の高機能化、救助資器材の整備等により、救助・救急体制を充実強化
- ・ 合同海難救助訓練等を通じて、警察・消防等の救助機関や民間救助組織との連携・協力体制を充実強化
- ・ 自己救命策3つの基本（ライフジャケットの常時着用、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用）に関する周知・啓発活動

海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率については、目標の数値を達成できるように、特に関知率の低い漁船に対する取組を着実に行うべきである。

4. 海上交通の安全確保について

目 標

海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく規則、指導及び情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0件とすること。
- ・ 我が国周辺で発生する海難隻数について、平成27年までに、平成18年～22年の年平均実績（実績値2,473隻）に比べ約1割削減すること（目標値2,220隻以下）。

評 価

【評定】

ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難について、目標は達成されたものと認められる。

我が国周辺で発生する海難隻数について、目標達成には一層の努力が必要である。

【所見】

- ◇ 具体的な目標である平成25年度のふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港）において航路を閉塞するような大規模海難の発生件数は、0件であ

った。

具体的な目標である平成25年の我が国周辺で発生した海難隻数は、2,285隻で前年（2,234隻）を上回った。

◇ 海難の未然防止については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。

- ・ 海上交通環境の向上
 - 平成25年7月から、沿岸域情報提供システム（*）の利便性向上を図るため、WEB画面の全国統一化及び24時間体制で海上保安庁が発表する緊急情報等を電子メールを使用してリアルタイムで携帯電話等に配信するサービスを全国で開始
 - * 船舶運航者やマリンレジャー愛好者等に対して、全国の海上保安部等からリアルタイムに海の安全に関する情報を提供するシステム
- ・ 的確な航行管制及び情報提供
 - 海上交通センター等において的確に航行管制及び情報提供の業務を実施
 - 平成25年度に、海上交通センターが運用する4レーダー局に、新型レーダーを導入
- ・ 海難防止活動の実施
 - 全国海難防止強調運動（7月）、海難防止講習会、訪船指導
- ・ 海上交通法令の励行
 - 巡視船艇等による航法指導

我が国周辺で発生する海難隻数については、目標の数値を達成できるよう、特に事故の多いプレジャーボートや漁船に対する取組を着実に行うべきである。

5. 海上防災・海洋環境の保全について

目 標

大規模な油等排出事故や巨大地震の発生等による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃船等の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 油や有害液体物質の流出に伴う海上災害、原子力災害及び自然災害の発生に備え、災害即応能力の強化を図ること。
- ・ 将来発生が予想される大規模地震・津波災害を見据えて、震災対応能力の向上を図ること。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

- ◇ 災害即応能力の強化については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
 - ・ 平成25年度に、災害対応能力を強化した1,000トン型巡視船2隻及び大型巡視艇6隻を配備
 - ・ 現場で対応にあたる職員に対し、海上火災や有害液体物質排出への対処等に関する研修・訓練を実施
 - ・ 地方自治体、漁業協同組合、港湾関係者等で構成する協議会等を全国各地に設置し、迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を実施
- ◇ 震災対応能力の向上については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
 - ・ 平成25年度に、災害対応能力を強化した1,000トン型巡視船2隻及び大型巡視艇6隻を配備（再掲）
 - ・ 東日本大震災の教訓を踏まえた迅速な対応勢力の投入や非常時における円滑な通信体制の確保等を念頭に置いた関係機関との防災訓練を実施
 - ・ 自然災害に備えた関係機関との合同訓練を平成25年は234回実施
 - ・ 航路標識の耐震・耐波浪補強や自立型電源化（太陽電池化）による防災対策を推進
- ◇ 不法投棄等による海洋汚染の防止については、主に次のことに着実に取り組んでいると認められる。
 - ・ 巡視船艇や航空機による海・空からの監視・取締りに加えて、海・空からの監視の目の届きにくい沿岸部では陸上からの監視・取締りを実施。平成25年は661件の海上環境関係法令違反を送致
 - ・ 海洋環境保全のための指導・啓発

→ 海洋環境保全推進月間（6月）、訪船・訪問指導
海洋環境保全講習会・教室

6. 海象の観測等について

目 標

海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

[具体的な目標]

- ・ 東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図15図すべてについて、平成27年度までに海図情報の更新を終えることとし、平成25年度は10図について改版・補正により情報の更新を行うこと。
- ・ 地震・火山噴火の発生する可能性の高い場所や時期の予測に資する基礎情報整備のため、平成25年度は巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層と日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。

評 価

【評定】

東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図の更新について、目標は達成されておらず一層の努力が必要である。

巨大地震の発生が懸念される海域の情報の空白区域の減少について、目標は達成されたものと認められる。

【所見】

◇ 平成25年度は、東日本大震災により被災した国際拠点港湾、重要港湾等の海図情報の速やかな更新に努めたと認められるが、追加調査の実施等により刊行計画に変更が生じたため、目標とした10図のうち8図（八戸港、石巻港、仙台塩釜港塩釜、仙台塩釜港仙台、相馬港、日立港、常陸那珂港、鹿島港）について改版・補正により情報の更新を実施した。関連して、英語版海図4図（八戸港、仙台塩釜港塩釜、仙台塩釜港仙台、鹿島港）についても改版・補正により情報の更新を実施した。

なお、当初予定していた2図（大船渡港、気仙沼港）についても早急に情報の更新を行うべきである。

◇ 平成25年度は、プレート境界域の空白域であった「南海トラフ」における断

層に係る調査を実施するとともに、「小笠原諸島の硫黄島付近北部海域」における海域火山に係る基礎情報調査を実施し、情報の空白区域の減少が図られた。